

## 令和7年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 令和7年6月18日（水）
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和7年6月18日 午前8時56分 委員長宣告
4. 審 査 事 項
  1. 付託案件
    - 議案第41号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第46号 財産の取得について
    - 議案第48号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  2. 事前質疑
    - (1) 指定避難所について
    - (2) 小規模事業者への支援について
    - (3) 本市の農業はどうなるか
  3. 報告事項
    - (1) 出資法人（土地開発公社）の経営状況説明について
    - (2) 出資法人（一般社団法人カニミライブ）の経営状況説明について
  4. 協議事項
    - (1) 次期委員会への引継ぎ事項について
    - (2) D I G（災害図上訓練）について
5. 出席委員 （7名）

委 員 長 松 尾 和 樹	副 委 員 長 天 羽 良 明
委 員 員 亀 谷 光	委 員 員 澤 野 伸
委 員 員 板 津 博 之	委 員 員 大 平 伸 二
委 員 員 田 上 元 一	
6. 欠席委員 なし
7. 参考人  
一般社団法人 カニミライブ 事務局長 三 宅 大 祐
8. 説明のため出席した者の職氏名

市政企画部長 水 野 修	総 務 部 長 武 藤 務
経済交流部長 飯 田 好 晴	秘書政策課長 荻 曾 英 勝

総務課長兼  
選挙管理委員会事務局課長

佐橋裕朗

防災安全課長

土田英雅

税務課長

金子浩

商工振興課長

山口智司

農林課長

大津誠

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

鈴木賢司

議会総務課長

平田祐二

議会事務局  
書記

中島めぐみ

議会事務局  
書記

大野祐貴子

○委員長（松尾和樹君） それでは、ただいまから総務企画委員会を開会します。

これより議事に入ります。

発言される方は委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスィッチを押して発言をお願いします。

初めに、議案第41号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。執行部の説明を求めます。

○税務課長（金子 浩君） おはようございます。

それでは、議案第41号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

資料番号1、議案書は17ページ、資料番号6、提出議案説明書は2ページ中段を御覧ください。

提出議案説明書に沿って説明のほうをさせていただきます。

今回の改正趣旨につきましては、地方税法等の改正に伴うものとなります。

まず初めに、第6条の改正については、地方税法施行規則の改正に伴い公示送達の方法の内容を改めるものです。

これまで市役所の掲示場に掲示して行っていた公示送達を、市のホームページに公示事項に表示する措置を取るとともに、市役所の掲示場または市の事務所に設置したパソコンなどの電子計算機の画面に表示することで公示送達を行うこととするものです。

この規定の施行日は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の公布日、令和5年3月31日から起算して3年3月を超えない範囲において政令で定める日となっております。

続きまして、第19条の3の改正についてです。

市民税の所得控除に特定親族特別控除額を追加するものです。

今回、国の税制改正においては、現在の人手不足の状況における就業調整対策として、大学生年代、19歳から22歳の子などに係る控除が見直されました。この中で、特定親族特別控除が新設され、所得税のほうにおいては、大学生年代の子などの合計所得が85万円、給与収入に換算しますと150万円相当までは、親などが現行の特定扶養控除と同額の63万円の控除を受けられ、また85万円を超えた場合でも123万円、給与収入でいきますと188万円相当までは親などが段階的に逡減した控除を受けることができるようになりました。

市民税のほうにおいては、子などの合計所得が95万円、収入でいきますと160万円相当までは親などが現行の特定扶養控除と同額の45万円の控除を受けられ、また95万円を超えた場合でも123万円、給与収入ですと188万円相当までは親などが段階的に逡減した控除を受けられることができるようになりました。

続きまして、第23条の2の改正についてですが、公的年金等受給者の市民税の申告義務について、特定親族特別控除の新設に伴い、当該控除の対象となる特定親族の合計所得金額が

85万円を超える場合に申告が必要となることを規定するものです。

納税義務者は、原則として毎年3月15日までに1月1日現在の住所所在地に申告が必要となります。その例外として、1月1日現在において、給与支払報告書の提出義務者から給与の支払いを受け、前年中において給与所得のみの方、あと公的年金等の支払いを受け、前年中において公的年金等に係る所得のみの方につきましては、基本的にその申告義務は免除されます。

ただし、公的年金等受給者については、社会保険料控除や生命保険料控除額、配偶者特別控除額など一定の控除を受けようとする場合は申告義務があり、今回はこの控除額に特定親族特別控除額が追加されまして、当該控除の対象となる特定親族の合計所得が85万円を超える場合に申告が必要となります。

これは、税額計算を行う上で、公的年金等受給者に係る情報を公的年金等支払報告書で確認する場合、当該報告者からは合計所得金額が85万円を超える特定親族の有無を把握することができないため、市民税の申告により把握できるようにするというものになります。

続きまして、第23条の3の2の改正について、こちらも特定親族特別控除の新設に伴い、市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に特定親族の氏名を追加するものです。

これは、税額計算を行う上で、特定親族特別控除の対象となる特定親族に係る情報を把握できるようにするものになります。

続きまして、第23条の3の3の改正については、公的年金等受給者が特定親族特別控除を受ける場合は、対象となる特定親族の合計所得金額が85万円以下の者は、市民税の申告の代わりに市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書を毎年最初の公的年金等の支払いを受ける日の前日までに提出することを規定するものです。

また、当該申告書の記載事項に特定親族の氏名を追加します。

以上、特定親族特別控除の改正に係る施行日は、令和8年1月1日となります。

続きまして、付則第17条の2の2の改正については、市たばこ税に係る改正で、加熱式たばこに係る課税標準の特例を設けるものになります。

加熱式たばこというのは、たばこ、またはたばこを含むものを、燃焼せず、加熱してたばこの成分を吸引により喫煙できるようにした製造たばこのことをいいます。加熱式たばこは、近年、紙巻きたばこの代替として販売が拡大していますが、紙巻きたばこよりも税負担水準が低くなっているとされています。

現行では、加熱式たばこに係る課税標準は、葉たばこの重量とその価格によって紙巻きたばこの本数に換算して算出されていますが、今回の改正では、スティック型の加熱式たばことスティック型以外の加熱式たばこに区別して、それぞれの重量により紙巻きたばこの本数に換算することということになります。

具体的には、スティック型の加熱式たばこについては、重量0.35グラムをもって紙巻きたばこの1本に換算することとします。ただし、1本当たりの重量が0.35グラム未満のものに

については、当該加熱式たばこ1本をもって紙巻きたばこの1本に換算する最低課税が適用されます。

あと、スティック型以外の加熱式たばこについては、重量0.2グラムをもって紙巻きたばこの1本に換算することとします。ただし、品目ごとの1箱当たりの重量が4グラム未満のものについては、当該加熱式たばこの品目ごとの1箱をもって紙巻きたばこ20本に換算する最低課税が適用されます。

この改正については、激変緩和の観点から2段階で実施することとしております。具体的には、令和8年4月から9月の間に売渡しなどがされる加熱式たばこについては、改正前と改正後の換算方式を半分ずつ反映させて計算した本数として、令和8年10月以降は改正後の換算方法のみで計算した本数とします。

このたばこ税に係る改正の施行日は、令和8年4月1日となります。以上で説明を終わります。

○委員長（松尾和樹君） これより議案第41号に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○委員（田上元一君） 第6条の公示送達のところについてちょっとお聞きをしたいのですが、これまで掲示板の、いわゆる紙を掲示するところからホームページやパソコンも有効になるよという話がありました。例えば可児市のホームページにその公示送達というものを載せる場合には、どこに載せるのでしょうか。税務課のページなのか、あるいは新着情報なのか、例えば公示送達というバナーを作ってやるのか、そこら辺をお聞かせ願いたいというのが1点です。

それから、パソコンでというのは、恐らく窓口に来られた方が見るような形になるかと思いますが、それはどういう形で運用されるのかというのを聞きたい。それが2点目です。

それから3点目は、税のほかに、例えば国民健康保険税、介護保険料とか、それから後期高齢者医療制度の保険料とか、ほかの例えば納税通知書なんかでもそういうケースが出てくると思いますが、それは税務課で分からないかもしれませんが、ほかの通知書と、あるいは滞納処分に係るものというのはどういう扱いになるのでしょうか。その3点をお願いいたします。

○税務課長（金子 浩君） まず1点目ですが、パソコンのどこに掲示するかということについてですが、まだ具体的に決まっていらないので、今後関係する部署と検討しながら決めていくということになります。

あと2点目ですが、すみません、2点目の質問は……。

〔発言する者あり〕

これも、基本インターネットで掲示するというのは必須ということになるんですが、あとは掲示場か、あとは窓口で確認ができるようにする、どちらかをということになると思います。ですけど、これについても、もし窓口でするのであればパソコン等のそういったものを使って見ていただくようにするのかなというふうにはちょっと考えておりますが、まだ具体的に

もそれは決まっております。

あと、ほかの税目についても、それぞれの多分法律で示されると思いますけれど、統一的にもし一度に掲示をするということになれば、併せて掲示ができるように進めていくということになると思います。以上です。

○委員長（松尾和樹君） そのほか質疑はございませんでしょうか。

よろしいですか。

○委員（大平伸二君） 付則17条の2の2のたばこ税についてなんですけど、従来の紙巻きたばこに加熱式たばこを換算するということになると思います。税収アップになると思うんですけど、どのくらい予測されますか。

○税務課長（金子 浩君） ざっとの試算になりますが、令和5年度の決算額をベースに試算してみると、あくまでも本当に参考の数字になるんですが、令和5年度の市のたばこ税の決算額が約6億2,500万円でしたが、大体紙巻きたばこと加熱式たばこの割合というのが、国のいろいろ調査をした結果を参考にしますと、紙巻きたばこは大体6割、加熱式たばこは4割ぐらいということになっておりますので、これを令和5年度の決算のほうに当てはめると、加熱式たばこのほうが2億5,000万円程度になるのかなと。

今までスティック型のたばこというのが大体紙巻きたばこの0.8本ぐらいで換算されていきますので、率とかどのぐらいの割合になるかということ、大体1本当たり0.8本が1本になるということは1.25倍ぐらいになるということになりますので、本数がそれだけ増えるということで、単純に1.25を掛けてみますと、大体6,250万円ぐらい増加するのかなと。全体でいうと約1割ぐらい増えるのかなというような予想ができるのかなということです。以上です。

○委員長（松尾和樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより議案第41号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第41号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第46号 財産の取得についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○防災安全課長（土田英雅君） 議案第46号 財産の取得についてでございます。

資料番号1、議案書の31ページ、資料番号6、提出議案説明書の4ページを御覧ください。

本件は、消防ポンプ自動車を購入するもので、可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定される2,000万円以上の動産の買入りに該当します。

入札及び仮契約の締結まで完了しましたので、今回上程させていただきました。

入札は、令和7年5月15日に指名競争入札にて、指名8者、うち2者辞退により執り行われました。税込み予定価格2,641万9,910円に対し、落札率92.01%、2,431万円で落札されました。

落札者は、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防代表取締役 臼井潔様です。

5月21日に仮契約を締結しており、議決をいただいた場合、議決日をもって本契約として成立することとなっております。

納入期限は、令和8年3月31日としております。

今回の購入車両は、第3分団第3部、帷子西部への配備を予定しており、現在、同部が使用している車両は、間もなく初回登録より24年を経過いたします。

なお、購入車両は車両総重量3.5トン未満の車両であり、現行の普通免許での運転が可能です。3.5トン未満の車両は、今回購入分を含め4台となります。説明は以上です。

○委員長（松尾和樹君） それでは質疑はございませんか。

○委員（澤野 伸君） 前にもちょっと聞いたことがあるかもしれませんが、廃車にする分です。行き先というのが年ごとに違っているんですけど、今回こういった対応されるのか。また、ちょっと過去も販売ができなかったものがあつたと思うんですけども、ちょっと廃車になったものに対しての行き先が何個か分かれば教えてください。

○防災安全課長（土田英雅君） お答えします。

廃車といいますか、廃止にした車両ですね。可児工業団地、それからカヤバ株式会社、あと大王製紙、それから二野工業団地ですね、あちらにも行っております。そういった形で市内で活用できる場所がありましたらお譲りしております。

それ以外の場合は、自動車販売業の方に見積りを取りまして、いい価格で引き取っていただけたところに売渡しをしております。以上です。

○委員（澤野 伸君） 工業団地、カヤバ株式会社等々は、これも有償ということになるんですか。

○防災安全課長（土田英雅君） 市内で火災があつた場合に、その車両の配置してあるところの近隣で火災があつた場合に手伝っていただくといいますか、そういったことを条件に無償で譲渡しております。

○委員長（松尾和樹君） そのほか質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは質疑を終了します。  
続いて討論を行います。  
発言はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは討論を終了します。  
これより議案第46号 財産の取得についてを採決いたします。  
挙手により採決いたします。  
原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第46号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第48号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局課長（佐橋裕朗君） 資料番号13、中日追加の議案書の3ページ及び資料番号14、提出議案説明書を御覧ください。

議案第48号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

最近における物価の変動等を考慮し、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され、選挙執行時における選挙長、投票管理者等の報酬額が見直されたことに伴い、改正するものです。

改正内容としては、別表第1のうち選挙に係る職の報酬額を改定するものです。

各職の報酬額としては、改定前に比べ、それぞれ1,200円から2,000円の増額となっています。

具体的には、本日の委員会資料2ページを御覧ください。

改定する報酬額については、表の①選挙長及び開票管理者、②投票所の投票管理者、③期日前投票所の投票管理者、少し飛びまして、⑦の開票立会人及び選挙立会人が国の基準どおりの額としております。

④投票所の投票立会人、⑤期日前投票所の投票立会人、⑥指定病院等の不在者投票における外部立会人については、同じように一般の方をお願いしている⑦の開票立会人及び選挙立会人の報酬額と比較して国の基準額が低く抑えられているため、本市では以前から国の基準額をベースに、市独自で算定した報酬額としています。

その算定方法は、参考資料の下段、アスタリスクの3番に記載してございますので御覧ください。

⑦開票立会人及び選挙立会人の報酬額を基準とし、その報酬額からまず時間単価を算出します。そして、その算出された時間単価に、それぞれの投票立会人が従事する時間を乗じて

得た額を報酬額としています。

改正法は6月4日に公布され、同日施行されていますので、改正条例の施行日は公布の日とします。

なお、今回の改正による予算への影響でございますが、1選挙につき約30万円となりますので、来月執行予定の参議院議員通常選挙につきましては、執行経費内でやりくりができると見込まれますので、予算の補正は要しません。以上です。

○委員長（松尾和樹君） これより議案第48号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（田上元一君） 3点ほどですが、直接これには関係ないですけども、職員の方は投票事務を一生懸命やっただいておるわけですが、直接この条例とは関係ないですが、投票事務従事者の方への職員の報酬については考慮されてみえるのかどうかというのが1点目です。

それから、今回の私のところでいえば自治会長にお願いをしていますので、大変御苦労さんでございますということで、こうして少しでも報いていただけるというのは大変ありがたいなと思っています。

来月参議院議員通常選挙が行われますが、選挙の投票所のことについてはこれまで一般質問とかでも何度か御質問があったわけですけど、1つ、可児市については、期日前投票所についてはこれ以上増やす予定はなく、きめ細かい投票所を設置しているのだというようなことで、これを維持していきたいというのがこれまでの答弁だったと思いますが、その投票所の中で、いまだにという言い方をしたら失礼ですが、冷暖房がないようなところがあります。来月投票所が、投票する真夏の暑い時期にそうした苛酷な状況の中で立会いをしていただく方々には大変申し訳ないと思うわけですけど、そうした冷暖房のないようなところへの改善というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

というのは、同時に3つ目の質問になりますが、いわゆるきめ細かい投票所があるので、期日前投票所を増やしていかないという基本的な方針ですが、現在の期日前投票の投票数が多くなってきた現状であるとか、そうしたものを鑑みると、少し状況も変わってきているのではないかなと思いますが、その辺の基本的な方針というのはこれまでどおりでいかれるのか、今後少し見直しの御予定もあるのか。3点についてお願いをいたします。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局課長（佐橋裕朗君） まず1点目の御質問で、職員の報酬につきましては、こちらはそれぞれの要は残業代をベースに算出しておりますので、職員の給与の改定とともにそれも連動して上がっていくこととなります。

それで、2点目の質問ですが、市としては31か所、当日投票所が用意してありまして、期日前投票所は3か所にあるということで、実は当日の投票所につきましては、面積換算で考えますと、県内21市中、平均の面積が一番小さくなっているんですね。それだけきめ細かい投票所を用意させていただいておるといところでございます。

それで、ただ、投票所を1つ設置すると、職員が最低でも7人、8人必要になってきます。

なかなか職員が増員できない中、投票所の維持がほぼ限界に達しています。特にコロナ禍を経まして、当日急な体調不良ですとか、そういったものの確保にも支障を来しているような状況ですので、近い将来、投票所を減らしていくことは考えざるを得ない状況だと認識しております。

そういった中で、投票所を統廃合する中で期日前投票所を増設していくのかどうか、それも併せて検討はしていきたいと考えております。

ということで、2番と3番がちょっと交ざってしまったかなと思いますが、回答としては以上です。

○委員（田上元一君） ちなみに、冷暖房の件はどうでしょうかね。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局課長（佐橋裕朗君） 冷暖房も大変な問題ですので、それも含めてちゃんと冷暖房の完備できた投票所に統合していければいいかなとは考えておりますが、現状ではなかなかそういった対応ができない。スポットクーラーの配置ですとか、扇風機を配置するとか、そういった対応をさせていただいているのが現状でございます。以上です。

○委員長（松尾和樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより議案第48号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第48号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたします。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議事の都合により暫時休憩します。

執行部の方は御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

休憩 午前9時28分

○委員長（松尾和樹君） それでは会議を再開します。

次に、協議題2. 事前質疑、1. 指定避難所についてを議題とします。

提出者の田上委員に説明をお願いします。

○委員（田上元一君） 指定避難所についての質疑をさせていただきます。

可児市地域防災計画におきましては、子育て健康プラザ マーノは現在、指定避難所になっておりません。地元住民、今広という自治会、それから下恵土にとってですけれども、身近な公共施設でありまして、指定避難所にしてほしいという声も実際に上がっております。今年度の自治会要望としても上がってくるという予定になっております。

また、駅直近の施設でありまして、例えば現在の地域防災計画にもある、いわゆる帰宅困難者対策としても有効に活用できるのではないかと考えております。

市として子育て健康プラザ マーノの防災上の位置づけをどのように考え、見直しをされる予定の可児市地域防災計画の中でどう取り扱っていく予定ですか、よろしくをお願いします。

○委員長（松尾和樹君） それでは、この件に関して執行部の説明を求めます。

○防災安全課長（土田英雅君） 現在、子育て健康プラザ マーノには、こども健康部傘下の事務所や保健センターがあり、発災後もBCPに従い市の業務を継続しなければならない施設でありますので、市役所本庁舎、水道部庁舎と同様に、指定避難所に位置づけることは考えておりません。

子育て健康プラザ マーノについては、新型コロナウイルス感染症による、いわゆるコロナ禍においては臨時的に施設の一部を感染者や濃厚接触者のための避難所として使用する措置を講じました。

また、御質問にありましたとおり、地理的には東海旅客鉄道株式会社・名古屋鉄道株式会社の各駅に隣接する施設であります。大規模災害が発生した際には可児駅前に帰宅困難者が集中する可能性があると考えられますので、今後もいつときの緊急的・臨時的な避難場所としての活用については柔軟に対応していきたいと考えます。

したがいまして、繰り返しになりますが、可児市地域防災計画の見直しを行う中で、子育て健康プラザ マーノを指定避難所として位置づけることは考えておりません。以上です。

○委員長（松尾和樹君） この件に関して、質疑はございませんか。

○委員（田上元一君） 本庁舎、それから水道部庁舎と同じ位置づけであるのでということ、その部分は理解いたしました。

私が言っているのは、そのいわゆる位置的なものと、それからそこに集まるであろう方々のという、そういうことなんですね。なので、そのいつとき避難所というの、それも理解をするんですが、それを何もその位置づけもないまま臨時的に云々というのはちょっと乱暴じゃないかなあと思ひまして、少なくとも指定避難所にしないが、いつとき避難所あるいは帰宅困難者対策としてそこを利用してもいいですよとか、そうしたことはしっかりと可児市

地域防災計画に位置づけるべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○防災安全課長（土田英雅君） ありがとうございます。計画を見直す中で、必要に応じまして、そういったところの位置づけも検討したいと考えております。

○委員長（松尾和樹君） ほかにございませんか。

総務部長、いいですか。

○総務部長（武藤 務君） 今回、質問の中で、指定避難所ということで御質問いただいております。やはり行政が提供する避難所というのが指定避難所、もしくは福祉指定避難所という形のもので行政としてサービスするもので、そういったものをどうやってやっていくかということをしっかり位置づけてやっていくというのが趣旨だと思っておりますので、それぞれの方々が自らいつき避難するとか、そういったところまで可児市地域防災計画の中でどこまでうたえるかというのは、その辺を検討して、どうやって網羅できるかどうか考えていくと、そういったことかなというふうに考えております。以上です。

○委員（田上元一君） 前半のところは理解はしているんです。理解しています。いわゆる指定避難所としては違うよということは分かりました。

逆に、その現象面からいうと、間違いなくあそこに人が集まってきますよ。間違いなく集まってくるので、それを何か受皿という形でしっかりと何か位置づける必要があるのではないですかということをお願いしているんですね。

それは、いつき避難所なのか、帰宅困難者対策のところ例えば書き込むのか、いろいろなやり方があると思うんですけど、そういうことを検討して行ってほしいということなので、後半のことも、これからそれも含めて検討していくということでは理解をしていますので、そういう理解でよろしいですね。

○総務部長（武藤 務君） はい。結構です。

○委員長（松尾和樹君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、事前質疑(2)小規模事業者への支援についてを議題とします。

提出者の田上委員、説明をお願いします。

○委員（田上元一君） 物価高対策という意味での国民や市民に対してというのは、もう今、国会も含めてすごい議論が噴出をしているわけですけども、ちょっと視点を変えて、事業者への手当てという形で少しお話をお聞きしたいと思います。

物価高やアメリカの関税政策が事業活動に及ぼす影響については、先を見通すことが困難な状況であり、国は緊急対応パッケージを取りまとめて、電気・ガス料金の負担軽減や中小企業の資金繰り支援など、景気減速や消費低迷といった事態に備えようとしておるところであります。

例えば市民全体にということであると、この後、恐らく予算措置をとということで市のほうからまた提案があると思いますが、市内に数多くある企業、とりわけ可児市でいう小規模事

業者にとっては、現在の景況感をどういうふうに認識をしているのか、そして市はそれをどういうふうに把握をしているのか。

また、市独自の小規模事業者への支援は果たして行っているのでしょうか。現在行われていること、また今後予定していることなどについてお聞かせ願えればと思いますので、お願いいたします。

○委員長（松尾和樹君） この件に関して、執行部の説明を求めます。

○商工振興課長（山口智司君） 初めに、市内の小規模事業者における景況感について、市としましては、可児商工会議所が、会員のうち小規模事業者を対象とした四半期ごとの景気動向調査により把握をしております。

調査方法は、製造業、飲食業など6業種、各6事業者、計36事業者を毎回ピックアップし、売上げ・採算など6項目について3段階で自己評価し、中小企業診断士が総合的な講評を行っています。

アメリカの関税政策による影響は、第2四半期、4月－6月の調査で分かるかもしれませんが、これまでのところ、可児商工会議所は、今般の事案における国の特別相談窓口にも指定されていますが、相談は寄せられていないとのことでした。

また、県内の商工業組合などで組織される岐阜県中小企業団体中央会において、毎月景況動向調査を行っており、県全体の大まかな景況感の傾向を把握する上で参考とすることができます。

4月の調査では、可児工業団地協同組合のコメントとして、収益状況は、好転した組合員が悪化した組合員を久しぶりに上回った、金利の上昇と人手不足に加え、アメリカトランプ大統領の関税政策の影響が心配され、景気の先行きは不透明であると報告されています。

ただ、同協同組合においても、これまでのところ相談は寄せられていないとのことでした。

次に、市独自の小規模事業者への支援について、今般のいわゆるトランプ関税による支援はありませんが、本市では経済的支援、人材確保支援、相談支援を行っています。

経済的支援として、小規模事業者の経営安定を図るための小口融資、小口融資の際に必要な保証料の補給、住宅新築リフォーム助成制度による市内企業への利用促進、そして間接的にはなりますが、可児商工会議所への運営補助などを行っています。

人材確保支援としては、地元高校生などに市内企業の魅力を発信し、地元就職を促進する可児の企業魅力発見フェア、ワーク・ライフ・バランスなどに積極的に取り組む市内企業を登録し、市内外に広くPRする可児わくわくWorkプロジェクト事業、地域への貢献意欲が高い都市部の人材と市内の小規模事業者をつなぐ副業人材活用支援事業、そして小・中学生とその保護者が市内企業を巡るかっこlaboバスツアーも将来的な地元就職につなげるために取り組んでいます。

相談支援としては、小規模事業者が抱える売上げ拡大、販路開拓などの経営上の悩みを気軽に相談できる窓口として、経営相談業務に精通したマネジャーを配した可児ビジネスカフェを設置しており、岐阜県よろず支援拠点のサテライト窓口、岐阜県事業承継・引継ぎ支援

センターの出張窓口としても活用されています。

最後に、今後の予定について、今のところ新規事業による支援、既存事業の拡充支援は考えておりませんが、ただいま申し上げた各種支援を継続しつつ、今般のアメリカの関税政策に係る国や県の動向、また可児商工会議所の景気動向調査の結果なども見極めながら、必要な支援策を講じていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（松尾和樹君） 質疑はございませんか。

○委員（田上元一君） そういう答えになるだろうなというのが、今やっていることをそのまま引き続きやりますよという話、それはそのとおりで、別にそのことは何も言うことはないんですけども、なぜこの質問したかという、国がもういち早く相談窓口を、プッシュ型というか、しているよという話で、それで、市のほうは要するに小口融資とか利子補給とか、その程度の資金的なものはないというのも知っていますし、なので、どうやってその市の状況をしっかりとリアルタイムに把握をして、どうやって手を打っていくのか、市で打てなくても、例えば県や国にどう状況を報告するのか、その連携体制とかがどうなっているのかというのも1つ大きなところなんですけれども、例えば可児商工会議所のほうとの連携、あるいは県や国との連携という意味ではどんなことをしてみえるんでしょうか。

○商工振興課長（山口智司君） 可児商工会議所は、常に連絡体制を密にするということで日頃から話をしているところですので、今回の可児商工会議所が特別相談窓口になっているということで、何か市内の事業所から相談があった場合は、そういった内容については情報共有しますよということで話をしているところです。以上です。

○委員（田上元一君） あと、今後については、新たなことができたなら、もしかしたら新たな対応をしていく必要も生じてくるかなあということもおっしゃりましたので、いわゆる既存の事業でなしに、新たなことというのも念頭に置きながら、今の状況を注視していくという理解でよろしいですか。

○商工振興課長（山口智司君） はい。そのとおりでございます。

○委員長（松尾和樹君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、事前質疑(3)本市の農業はどうなるかを議題とします。

提出者の天羽委員に説明をお願いします。

○副委員長（天羽良明君） 本市の農業はどうなるかということで質問させていただきます。

本市の農地活用ビジョンが平成29年に作成されています。次の目標年次は令和8年度であるということを聞いております。この農地活用ビジョンに基づき、新規就農者など認定農業者支援を継続してきましたが、現状として、担い手の高齢化で農地を管理し切れなくなっている現状を見受けます。若い方を中心に農業の裾野を広げることが大きな課題となってきていると思います。

地球温暖化の影響もあり、お米の収穫量も不安定な状況でもあります。農業を取り巻く

様々な状況が変化してきているので、新たなビジョンが必要になってきていると考えます。

新可児市農地活用ビジョンの進捗状況をお伺いしたいと思います。

○委員長（松尾和樹君） この件に関して、執行部の説明を求めます。

○農林課長（大津 誠君） 新可児市農地活用ビジョンの進捗状況について御説明させていただきます。

平成29年8月に公表されました本市の農地活用ビジョンは、農業を取り巻く現状・特性をまとめ、将来の農地活用に向けた展開方針を示すものでございます。

目標年次につきましては、都市計画マスタープランと整合を図り、平成38年（令和8年）となっております。

本ビジョンを基に、本市の農地の利活用、維持・保全、都市的土地利用への転換検討を進めております。

議員の質問でございます新可児市農地活用ビジョンの進捗状況でございますが、現ビジョンの目標年次が令和8年度であり、新たなビジョンは令和9年度からとなります。

現在の進捗状況でございますが、本ビジョンの作成資料となります可児農業振興地域整備計画の基礎調査を令和6年度に実施しております。本年度、可児農業振興地域整備計画書の見直しに着手しております。

新たな可児市農地活用ビジョンにつきましては、令和8年度に着手し、年度未完了、令和9年度に公表を予定しております。以上でございます。

○委員長（松尾和樹君） それでは、質疑はございませんか。

よろしいですか。

○副委員長（天羽良明君） まだちょっと先のことであるという感じもしておりますが、当時、平成29年度の策定前のときには、各地域の、また農家の方々の農地所有の意向調査等も行ってありますが、そのようなこともまたお考えでしょうか。

○農林課長（大津 誠君） 昨年度、地域計画のほうを作成しております。これは将来、10年後の将来にどういった方がその農地を管理してみえるかというものを確定する計画になりますが、そういったものが今度の策定ビジョンについても大きく関わってくることとなると思っております。

○委員長（松尾和樹君） 質疑はございませんか。

○副委員長（天羽良明君） 農業機械のほうもちょっと高騰をしておったりするものですから、そういったアンケート調査の項目、将来的なことでも結構ですが、修理等も高額になってきておるといところで困った問題だと思っておりますので、そういったところにも視点を向けていただきたいと思いますと思いますが、その辺は現状でお話しできることはありますでしょうか、お考えは。

○農林課長（大津 誠君） 担い手の方のそういった農機具の購入等を補助する補助金につきましては、昨年度、アタッチメントの交換等にも補助金を使えるというような形で補助要綱を変更をしておる形でございますが、新しくまた農業を始めたいという方も今後増えてくる

可能性はございますので、そういった状況を踏まえて、これからも検討してまいりたいと思います。

○副委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

○委員長（松尾和樹君） それでは、ほかに質疑はございませんか。  
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。  
ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 9 時 50 分

---

再開 午前 9 時 52 分

○委員長（松尾和樹君） それでは会議を再開します。

3. 報告事項、1. 出資法人（土地開発公社）の経営状況説明についてを議題とします。  
この件に関して、執行部の説明を求めます。

○秘書政策課長（荻曾英勝君） おはようございます。

それでは、私からは土地開発公社の経営状況等についての御説明をさせていただきます。  
それでは、資料番号 9. 令和 6 年度可児市土地開発公社事業報告及び決算書をお願いします。

それでは資料番号 9 の 3 ページをお願いいたします。

1. 事業の状況でございます。

(1) の取得事業はございませんでした。

(2) の処分事業は、坂戸の岐阜県総合教育センター可児分室跡地整備事業用地を可児市へ引渡ししました。

2. 監査の実施状況及び 3. 一般庶務事項につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、続いて 5 ページをお願いいたします。

令和 6 年度可児市土地開発公社の決算について御説明いたします。

1. 収益的収入及び支出についてです。

(1) 収入です。

第 1 款事業収益、第 1 項公有地取得事業収益の決算額は 1 億 9,820 万 8,127 円です。これは、先ほど事業報告で説明しました岐阜県総合教育センター可児分室跡地整備事業の公有地の売却収益でございます。

第 2 項附帯等事業収益の決算額は 9,000 円です。こちらは電柱の土地占用料で、先ほどの土地、整備用地に設置されている電柱等の土地の占用料として、中部電力パワーグリッド株式会社から収入したものでございます。

第 2 款事業外収益、第 1 項受取利息の決算額は 39 万 4,323 円でございます。普通預金金利の上昇によりまして、予算額に対して増額となっております。

続いて、第2項有価証券利息の決算額は179万857円でございます。令和6年度に新たに債券を購入したことにより、予算額に対して増額となっております。

次に、(2)支出です。

第1款事業原価、第1項公有地取得事業原価の決算額は、先ほど御説明しました収入の公有地取得事業収益と同額となっております。

第2款、第1項販売費及び一般管理費の決算額は1万6,928円でございます。役員の報酬及び事務費等でございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

収入・支出はございませんでした。

なお、(2)の支出の部でございますが、第1款資本的支出、第1項公有地取得事業費として当初予算に6,315万4,000円を計上しておりましたが、予定しておりました市道6020号線、市道6151号線道路整備事業に係る用地が取得されませんでしたので、予算の執行はございませんでした。

次に、7ページを御覧ください。

令和6年度可児市土地開発公社損益計算書でございます。

収益及び費用につきましては、先ほどの決算での御説明のとおりでございます。

一番下の当期純利益につきましては、217万7,252円となりました。

それでは、8ページをお願いします。

令和6年度可児市土地開発公社貸借対照表について御説明いたします。

資産の部の1.流動資産、(1)現金及び預金の7億9,511万2,967円は、普通預金、定期預金として管理してございます。

(4)代行用地2億663万688円、(5)代替地512万3,430円の詳細につきましては、14ページの保有土地明細表を御覧ください。

14ページをお願いします。

こちらは令和6年度末時点において、土地開発公社が保有している土地の明細表でございます。

代行用地として、コミュニティ施設用地、市道112号線道路整備事業の2事業、さらに代替地として市道112号線道路整備事業の1事業、合計で2事業の土地を保有してございます。

それでは、8ページにお戻りをお願いします。

固定資産、(1)投資その他の資産でございます。

投資有価証券の2億9,961万2,311円、長期性預金の500万円の詳細につきましては、すみません、今度は16ページをお願いできますでしょうか。16ページの上段ですね、有価証券は投資有価証券の明細表のとおりでございます。令和6年度、新たに東京都公債を取得してございます。

続いて、長期性預金の500万円は公社の資本金に当たるもので、中段の資本金明細表のと

おりとなってございます。

それではすみません、8ページへまた戻っていただけますでしょうか。

これで借方ですが、資産合計が13億1,147万9,396円となっております。

次に、貸方、右側でございます。

資本の部、1. 資本金、(1)基本財産の資本金の500万円、先ほどの500万円でございます。

次に、2. 準備金でございますが、(1)前期繰越準備金として令和5年度からの繰越し13億430万2,144円、(2)当期純利益につきましては、先ほど損益計算書で御説明しましたとおり217万7,252円、以上、貸方の負債・資本の合計は13億1,147万9,396円でございます。

次に、9ページに財産目録、次に10ページにキャッシュ・フロー計算書が記載されておりますが、こちらのほうは説明を省略させていただきます。

令和6年度の事業報告及び決算書については以上でございます。

それでは続きまして、今度は資料番号10の令和7年度可児市土地開発公社事業計画及び予算書について御説明いたします。

2ページをお願いします。

令和7年度事業計画でございます。

公有地取得事業につきましては、前年度からの継続で、記載のとおり、代行用地と代替地の取得がそれぞれ1件で、合計で面積は463.71平米、金額にしまして6,315万4,000円でございます。

それでは、ちょっと継続にはなりますが、13ページのほうを御覧いただけますでしょうか。

先ほどの令和6年の中でも進入路ということで御説明をさせていただいておるところですけれども、こちらの図面にありますとおり、赤色で着色した部分を代行用地として、また青色で着色した部分を代替地として買収いたします。

これ、右側のほうがカヤバ株式会社になるんですけれども、ここは令和3年度から交渉を進めておりますカヤバ株式会社岐阜北工場の駐車場からかに木曾川左岸公園の駐車場へと続く進入路のところでございます。

それでは、3ページをお願いできますでしょうか。

3ページの第3条ですね、収益的収入及び支出でございます。

第2款事業外収益として395万5,000円、金融機関に預けております資金の利息170万円、有価証券の利息として225万5,000円を計上してございます。

続きまして、支出です。

第2款販売費及び一般管理費についてでございますが、こちらは人件費及び事務費として5万8,000円を計上してございます。

続きまして、4ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出でございます。

支出の第1款資本的支出の公有地取得事業費について、先ほど御説明しました事業計画のとおり6,315万4,000円を計上してございます。

以上が令和7年度土地開発公社の予算でございます。

公社からの報告は以上でございます。

○委員長（松尾和樹君） それでは、質疑はございませんでしょうか。

○委員（田上元一君） これは公社に聞いてもしようがなく、担当課のほうに聞くべきだと思いますけど、112が全然動いていないという話は、ずっともう私が現役の頃からなんで、もう10年近くになります。かに木曾川左岸公園の進入路のほうはいよいよ動くということで、企業地も代替地もほぼめどが立ってきたということは大変喜ばしいですが、それは担当課にお聞きしたほうがよろしいですね。どうでしょうか。

○秘書政策課長（荻曾英勝君） 申し訳ございません。担当課のほうにお願いいたします。

○委員長（松尾和樹君） よろしいですかね。

そのほか、質疑はございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項(2)出資法人（一般社団法人カニミライブ）の経営状況説明についてを議題とします。

この件に関して、一般社団法人カニミライブの説明を求めます。

○一般社団法人カニミライブ事務局長（三宅大祐君） よろしくお願いいたします。

一般社団法人カニミライブの経営状況について、資料番号11. 令和6年度事業報告及び決算報告で説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

初めに、令和6年度事業報告です。

I. 法人設立については、令和6年5月31日に、まずは可児市の特産品や地域ブランドの開発、可児そだちのブラッシュアップ、販路の拡大に向け、可児市と株式会社良品計画で一般社団法人カニミライブを設立いたしました。

なお、設立に向けては、令和6年4月24日に準備委員会を立て、本法人の設立に向けて準備を行っております。

次に、II. 主な取組の特産品開発事業として、可児そだちの里芋や蜂蜜を生かした新たな特産品の創出やブランド化の推進、プロモーション、販路の開拓を実施しました。

続いて(1)です。特産品開発事業において開発された商品が「かにたろうクッキー」で、①のとおり令和6年11月23日に販売開始しました。

商品の概要は②のとおり、可児市特産の土垂れという品種の里芋を使い、恵那川上屋と協働してクッキーを開発しました。この里芋は、市内の休耕田を使って里芋栽培に取り組む団体「さといも塾」などが、無農薬・有機質肥料で育てており、親芋など市場に出回らず、場合によっては捨てられてしまう部分をペースト状にして練り込んでいます。

③商品名の由来については、昔から子孫繁栄の縁起物とされている里芋を、英語ではTARROと呼び、また可児を含む木曾川中流域は、古くから桃太郎の鬼退治伝説が息づいている

地域で、こうしたトピックスから「かにたろう」という名前にしています。

④商品ラインナップは、クッキーが4袋とコンフィチュール2種類の入ったギフトセット1,944円、かにたろうクッキー、くりミルク、はちみつジンジャーコンフィチュールの各324円の計4種類で展開しています。

次に、4ページの(2)主な販路についてです。

令和6年度末時点の販路はこちらに記載のとおり、市内では味菜館やとれったひろば可児、道の駅可児ッテなどの8か所、出張販売は市内のイベントなどで9回実施しております。

また、(3)のとおり、令和6年度の販売実績については、売上高が91万2,526円となっています。

続いて5ページです。

2. プロモーションの推進としては、先ほどの出張販売での対面営業のほかに、カニミライブのウェブサイトやかにたろう公式インスタグラムを開設して情報発信をしています。

なお、(1)のとおり、商品販売前に試食会として市内・市外でもPR活動を実施しました。

次に、Ⅲ. 庶務の概要を御覧ください。

1. 社員・理事等に関する事項です。

社員は、可児市と株式会社良品計画で、理事については、株式会社良品計画より営業部門、地域活性化を目的とした事業を担当する部門、経理部門の責任者である3名、可児市より、市政企画部長、経済交流部長の2名、また監事として、株式会社十六銀行可児支店長が担っております。

2の登記に関する事項は記載のとおりです。

続いて、6ページをお願いいたします。

3. 会議の開催です。

記載のとおり、(1)の理事会を5回、(2)の社員総会を1回実施しています。

7ページをお願いいたします。

4. 主な活動につきましては記載のとおりで、先ほどと重複する部分ではございますが、商品開発に関するデザイナーや詩人の可児市での現地視察調査や試作品のアンケートを踏まえた開発を経て、11月23日に商品リリースし、その後も販路の拡大を進めています。

続いて、8ページ以降は令和6年度の決算について記載をしております。

まず、Ⅰの貸借対照表を御覧ください。

資産の合計は410万1,733円です。

負債の部は、(1)買掛金として、商品の仕入代金の未払い分と(2)法人税等の未払い分を合わせて合計31万2,620円となり、一般正味財産はマイナス121万887円でした。基金の500万円は、可児市から拠出されたものになります。

なお、内訳については次のページで御説明をいたします。

9ページをお願いします。

正味財産増減計算書です。

まずⅠの一般正味財産増減の部の(1)経常収益につきまして、先ほどお伝えしたとおり、売上高が91万2,526円で、その他雑収益や受取利息等を合わせて、経常収益の合計は111万4,282円でした。

続いて、(2)の経常費用です。

事業費としまして、商品の仕入高、いわゆる商品原価と棚卸高を合わせて51万4,382円、また商品開発、リリースにおける費用など管理費の合計は155万887円となり、経常費用は合わせて206万5,269円となりました。

2の経常外費用としては20万円、3の法人税等は5万9,900円となりました。

これらの費用を、先ほど申し上げました収益の合計と差引きした結果、一般正味財産の増減はマイナス121万887円でした。

11ページをお願いします。

Ⅳ. 財産目録になります。

こちらは記載のとおりとなりますので、よろしく願いいたします。

令和6年度事業報告及び決算報告の説明は以上でございます。

続いて、資料番号12. 令和7年度事業計画及び収支予算です。

3ページをお願いします。

令和7年度事業計画です。

Ⅰ. 取組方針としては、小さく着実に始める姿勢を大切にしながら、地域資源と地域の人が活躍できるよう、特産品開発事業を通じて販売力の強化と販路のさらなる開拓を図り、持続可能なブランド化の基礎を築きます。

Ⅱ. 主な取組です。

1. 特産品開発事業、(1)販路の拡大・販売促進では、これまでどおりイベントや特産品フェアへの出展や企業訪問、市外の集客力のある特産品取扱店舗への営業を進めます。

また、岐阜医療科学大学など地域の学生とも連携した出張販売など、地域の方々に販売促進に関わってもらうことを進め、さらに名古屋の百貨店などでの販売も進めていきます。

(2)の情報発信については、新たにマスコミ取材へのプレス依頼と取材獲得を進めます。

(3)のブランド化については、製造業者や生産者等の打合せを通じ、新たな商品展開も進めていきたいと考えています。

4ページをお願いします。

令和7年度の収支予算として、1. 経常収益は売上高として1,278万7,000円、2. 経常費用としましては、事業費として仕入高の765万円、管理費計が321万9,000円、経常費用の合計は1,086万9,000円を計上しています。

当期一般正味財産増減額は、経常収益から経常費を差し引き191万8,000円となる見込みです。一般正味財産の期首残高見込額マイナス120万円と合わせて、期末残高見込みは71万8,000円のプラスとなります。

以上で、令和7年度事業計画及び収支予算についての御説明を終了します。

○委員長（松尾和樹君） それでは、ただいまの説明に対する質疑はございませんでしょうか。

○副委員長（天羽良明君） 御説明ありがとうございます。

売上げが91万2,000円ということなのですが、当時、2024年2月の時点で、令和6年度の売上目標は709万4,000円、そして今説明があった令和7年度の予算も見せていただいておりますが、こちらは1,200万円のところが、当時は3,906万円の売上目標があったのですが、それは把握はされていますでしょうか。

それで、この91万2,000円の売上げだったことに対しては、どんな感触というか、お持ちでしょうか。

○一般社団法人カニミライブ事務局長（三宅大祐君） 当初立てた数値に関しては、まず目安として、無印良品の店舗での同じような商品の売上げを目安として立てたところがございます。

ただ、実際に今、販路を拡大しているというところが、可児市の方にしっかりしていただいてということで、可児市の地域事業者の店舗を中心とした販路拡大をしておりますので、そこの乖離があるという点と、あと商品開発についてもしっかりとした期間を設けまして、当初の予定よりはちょっとずれ込んだというところがございます。

この開発期間が長引いたという要因につきましても、今回、かにたろうというキャラクターを創ったというところなんですけれども、こういったキャラクターとかブランドというか、そういったものを創ることで、地域の方にしっかり愛着を持ってもらって、浸透して、また広がりを見せられるようにということで、可児市、また製造業者である株式会社恵那川上屋とも協議して作っております。

つきましては、しっかりと引き続き地域の方に浸透して、愛されて、また持続できるような事業としてやっていきたいということで、先ほども申し上げましたとおり、小さく着実にしっかり進めていきたいというふうに考えております。

○副委員長（天羽良明君） 当時は、販売一般管理費のところで宣伝広告費が135万円見てあったのですが、その部分は今回のこの管理費でいくと、外注費とか販売手数料等もろもろになっておるんですが、広告宣伝費というところについては、今回はどれぐらい、ここからはちょっと分かりづらかったので、お伺いできればと思います。

○一般社団法人カニミライブ事務局長（三宅大祐君） 令和6年度の広告宣伝というところでは、地域の印刷会社のほうに、先ほどの対面販売というのも多くさせていただきましたので、その際に使えるようなのぼりやパネル、またポップというところを発注して使っております。

ただ、販売開始時期の遅れですとか、まずは小さく始めるということで、大きく広告宣伝費は使わないようにということで、実際の広告の運用としては、今、インスタグラムですとかホームページの開設というところで、まずはできることから進めているという状況でございます。

○委員長（松尾和樹君） ほかにございませんか。

○副委員長（天羽良明君） 今回はそういったことで、売上げに伴った製造個数だと思います

ので、当時は1万4,000点というように書いてあったわけですが、今ちょっと計算したら1,500点から2,000点ぐらいかなというところなんですけど、この中で作って、これからもっとたくさん作ったんですけども、廃棄するとかということもあり得るんでしょうか。少し賞味期限が切れたりというような形で。

○一般社団法人カニミライブ事務局長（三宅大祐君） 現状は発生しておりません。実際に賞味期限が近いものに関しましては、出張販売で使ったり、また多く買っていただいた方に、またインスタグラムをフォローしていただいた方にプレゼントというようなことでも活用したりはしておりますので、今は廃棄というところは発生しておりません。

今後もそういったものはできるだけ発生しないよう、発注、また実際の売上げ等をしっかり見て進めたいと思っております。

○委員長（松尾和樹君） ほかにございませんか。

○委員（田上元一君） もともとこの一般社団法人を設立するに当たっては、議会のほうでもかなり議論をさせていただいた記憶がございます。出資計画についても、これで大丈夫なんですかという話を随分させていただいた記憶があります。

昨年の2月21日の議会全員協議会の席で、令和6年度の売上高は708万4,000円に対して、売上原価云々、3年間の話をしているんですね。それで、出資金については、当面の運転資金として使うと。ただし、定款で返還義務を行うので、きっちり返しますよと、そういう話だったんですね。

本当にこの数字でいいんですか。令和6年度で言えば、いわゆる純利益が4万4,000円、令和7年度は760万円、令和8年度は773万円、純利益が出るので、500万円平気で返せますよと、そういう説明だったんです。これは確実に根拠があつての数字なんですかとお聞きしたときに、担当課長のほうは、この収支計画自体は株式会社良品計画の社員が中心となって立てておりますが、かなり精査をして厳しい目で収支の計画ということで立てておりますので、この数字はかなり堅い数字であるというふうに市としては考えております。やれるというふうにはっきりおっしゃって、結果はこれですよ、結果。

結果、利益どころか赤じゃないですか。出資金も食っているという状態ですよ。その説明がない。そもそもいわゆる一般の事業なわけですから、赤になったことに対する明確な説明がない。さらに言えば、その説明、経営責任、どうなるんですかという話です。

今年度について言えば120万円の赤がありますから、それを差し引いて、年末というか、年度末で71万円、あれ、760万円じゃなかったんですか。前年度の結果がそうであるのに、それを受けて今年度の計画を、はい、そうですか、どうぞ頑張ってくださいって言えますか、私は言えないです。ほかの皆さんはどうか分からないですけど、もちろんいろんな事情があったというのは、先ほどもお伺いしました商品開発云々というのもあります。

しかし、結果は結果ですので、そこに対する明確な説明がないのに、今年度の事業をはい、そうですかと、これは一般社団法人の事業ですから、我々として関与ができないわけですけど、そこは委員の皆さん、どう思われますか。私はちょっとこれで分かりました。ましてや

この内容については、議会全員協議会で委員の皆さんしっかりとたたいていただいたということもあるので、総務企画委員会だけで分かりましたという話なのか、これも非常に疑問なところがあります。それは委員長、副委員長の差配になりますが、本来であれば議会全員協議会でしっかりと説明をしていただいて、皆さんの共通認識の中で、よう頑張った、どこが足りなかった、じゃあ次はどうしていくんやということをしっかりと議論していくと、そこが必要だと思いますが、それは答えはないと思いますけれども、私はそういうふうに思っています。以上です。

○委員長（松尾和樹君） 質問はよろしかったですか。

○委員（田上元一君） 例えば、この結果責任についてはどういうふうに思ってみえますか。

○一般社団法人カニミライブ事務局長（三宅大祐君） 実際の数字の乖離については、先ほど御説明したとおりです。

とても大切なことが私自身、認識しているのが、しっかり利益を出して地域に再投資するということなので、この事業自体は、その大きな投資というのが発生しないような事業であり、そのスピード感ですとか額とかということでは、都度都度、関係メンバーで協議しながらすり合わせていくということではあるんですけども、小さく着実に進めるということがとても大切であり、しっかり利益を出してやっていくということではありますので、先ほど商品のコンセプト自体も、もともとサブレということで、安直にかにサブレというような形で作っていたんですけども、しっかり地域の方たちと連携でき、広がっていけるようなものということで、その部分も変わってきているということではありますので、数値的には毎年精査してやっていくということは発生するとは認識しております。

ただ、しっかり市から拠出しているお金もありますので、しっかり今期は黒字化して、しっかり返して、しっかり地域に再投資するというのを目指していきたい。そして、持続的にやれる事業として進めていきたいというふうに思っています。

○委員長（松尾和樹君） ほかに質疑、質問はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

まず田上委員のほうから、この件について総務企画委員会だけで終わらせていいのか、議会全員協議会に持っていくべきではないのかというような発言がございました。そこについては、一旦、副委員長とも相談させていただきまして、対応のほうは後ほど決定させていただくということによろしいですかね。

それでは、この件に関しましては終了とさせていただきたいと思います。

ここで暫時休憩とします。

以降の議事については委員のみで行いますので、執行部及び一般社団法人カニミライブの皆さんは御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

休憩 午前10時25分

○委員長（松尾和樹君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開します。

なお、報告事項2. 出資法人（一般社団法人カニミライブ）の経営状況説明についての議題の折に、委員からの発言によりまして、内容といたしましては、この一般社団法人カニミライブ、当初3か年の収支計画を出されました。そして、今回の委員会で令和7年度事業計画及び収支予算が出されましたが、この数字に大きな乖離が見られたことについて、委員のほうから意見をいたしました。

そのことを受けまして、ただいまの現状は説明を受けたということになっておりますので、この先のことなんですけれども、総務企画委員会といたしましては、次の一般社団法人カニミライブで行われます理事会の場において、今回のこの総務企画委員会で話し合われた内容を理事会として話し合ってくださいをお願いすると、そういった申入れをさせていただきたいと思います。

また、そこでの話合いが、どんな話合いが行われたかという報告を、この総務企画委員会にさせていただくことも併せてお願いをさせていただきたいと思いますが、委員の皆様、それによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。それでは、この件についてはそうさせていただきます。

それでは、続きまして、4. 協議事項、1. 次期委員会への引継ぎ事項についてを議題といたします。

可児市議会基本条例第11条第4項による次期常任委員会へ引き継ぐ所管事務調査及び政策提案の内容について取りまとめを行いたいと思います。

資料はP5、正・副委員長のほうで事前に作成をした引継ぎ事項の案を御覧いただきたいと思います。

それでは、総務企画委員会、引継ぎ事項についての説明について、5項目ありますが、読み上げさせていただきたいと思います。

1. 地域防災力向上について。

当委員会では、本年度、地域防災力の向上に重点的に取り組み、次の3点の実績を残した。

1つ目は、防災士と自治連合会の連携を基盤とした顔の見える関係づくりの推進。

2つ目は、豊島区「DOKI DOKI 防災フェス」等の先進事例を視察し、楽しみながら学ぶ防災の手法について検討を行ったこと。

3つ目は、市民フリースピーチでの提言を受け、DIG（災害図上訓練）を活用した防災講座を市内団体と共催し、実施したことである。

こうした取組をもって、本委員会としての地域防災力向上に関する一定の役割は果たしたものと考える。

次期委員会においては、これらの成果を他施策、例えば多国籍市民の防災ですとか、コミュニティ・スクールなどの教育施策などと連携させながら活用することとし、必要に応じて

再び重要課題として取り上げるかを検討されたい。

なお、3つ目の市民フリースピーチでのという部分ですけれども、こちらはその後説明させていただきますが、8月頃に開催させていただきたいと思っておりますが、次期の引継ぎのときには既に済んでいる可能性がありますので、このような書きぶりさせていただいておりますことを御了承いただきたいと思います。

そして2つ目、農業（耕作放棄地）について。

本市では、耕作放棄地の増加や農業者の高齢化が課題となっている。農機の価格高騰により、壊れたら農業をやめるとの声も聞かれ、農機更新に対する支援やレンタル制度の導入については、これまでの市外視察（つくばみらい市等）で得られた知見を踏まえ、引き続き本市への導入可能性を検討すること。今後は、農地景観の保全や学校給食への地場産農産物の活用、食育の推進を通じて営農意欲の向上につながる地域づくりが進むよう、必要な施策の検討と調査・研究を進めること。

3. 可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業について。

本事業については、現在、複数区画の企業進出が進んでいるが、残り1区画の売却が未定となっている状況である。企業誘致と開発の進捗が本市の産業政策及び税収基盤に与える影響は大きく、今後もその動向を注視する必要がある。次期委員会においては、企業誘致の進展、既進出企業の進捗状況等の把握に努め、必要に応じて市担当部局へのヒアリングを実施し、経過を追跡されたい。

4. 公民連携について。

令和6年に設立された地域商社・一般社団法人カニミライブの事業展開について、新たな公民連携の取組として、その行方を注視してきた。令和6年2月に示された3か年計画と令和7年6月議会に提出された令和7年度収支予算書との間には、売上見込みに大きな乖離が見られたため、今後も財務状況や収支構造の変化を注視し、その背景や実態の把握に努めること。

また、本市ではこれまでも多様な企業との公民連携を進めており、カニミライブ以外の連携実績も存在する。これまでの公民連携による成果の把握を行うとともに、今後の新たな企業との連携の可能性にも留意する必要がある。本市の地域課題の解決につながる公民連携の在り方について、他自治体の先進事例を参考にしながら調査・研究を進めること。

5. DX推進について。

行政の業務効率化や市民サービスの向上を図る上で、DXの推進は喫緊の課題である。まずは他自治体の先進事例を中心に調査・研究を行い、本市の現状や課題を整理すること。あわせて、アクセシビリティの確保やデジタルディバイド対策にも留意しつつ、本市に適した具体的な導入方策を検討すること。

以上、5つを総務企画委員会の引継ぎ事項として取りまとめさせていただきました。

これらについて御意見を伺ってまいりたいと思っておりますが、こちらについて何か御意見はございませんでしょうか。

いかがでしょうか。

[挙手する者なし]

ありがとうございます。よろしいですかね。ありがとうございます。

それでは、ただいま報告させていただいたものを次期委員会へ引き継ぐこととしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

ありがとうございます。それでは異議なしと認めます。

続きまして、2. D I G（災害図上訓練）についてを議題とさせていただきます。

資料7ページを御覧ください。

それでは、こちらは「防災士と自治連合会による防災講座～顔の見える関係づくり～」という防災講座の開催要綱をまとめさせていただいたものです。

企画の目的ですけれども、こちらは自治連合会が各地区の防災士と連携をし、地域の特性に即した防災活動の推進を目指すものです。

また、災害図上訓練、D I Gという手法を通じまして、楽しみながら学ぶ防災の可能性を体感する機会として、地域防災力の向上に資することを目的としております。

主催は総務企画委員会ですが、共催といたしまして、可児市防災の会、それからわくわく防災ジュニアクラブ岐阜可児とさせていただいております。

開催日時は、御相談させていただきましたが、令和7年8月3日日曜日の午前10時から12時とさせていただきたいと思っております。

会場につきましては、現在調整をしておるところですけれども、本庁舎内になりそうでございます。また決定しましたら報告させていただきたいと思えます。

そして、内容は申し上げたとおりです。

講師の方につきましては、清流の国ぎふ防災・減災センターコーディネーターの岩井慶次様です。こちらは、わくわく防災ジュニアクラブ岐阜可児の大前先生からの御推薦です。なお、実績といたしましては、本市においても、岩井先生においては防災の部分で今まで多大な貢献をさせていただいているというふうに担当課から伺っております。

対象者ですけれども、自治連合会、自治連合会という部分については、連合会長のみならず、この内容を受けまして、ほかの役員の方にも、もしよければ参加をしてくださいという案内を、担当課を通じてお願いしようと思っております。

それから、各地区の防災士、こちらは防災の会と連携をしながら、それぞれ各地区の防災士の方に参加をしていただくというつもりでおります。

それからあとは、市内の高校生、中学生なんかにも少しアナウンスをしまして、例えば可児高校で、議場で高校生議会の場で発言をしてくださった高校生ですとか、その周りに高校を通じて声をかけさせていただくので、若干名というふうにさせていただいております。

以上が今回、総務企画委員会として開催させていただきたいと思っております防災講座の案でございます。

この点につきまして、御意見などございましたらお伺いさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員（澤野 伸君） すみません、表記で会場が、文化創造センター アーラまたは福祉センターというのがなくなって、ここということでもいいんですね。

○委員長（松尾和樹君） そうですね。こちらをつくって事務局に提示させていただいたらそういうお話が返ってまいりましたので、今現在はそのようで、まだ確定はしていないという……。

〔発言する者あり〕

皆さんのスケジュールを、この場所でオーケーと了解いただいたら場所を押さえるつもりでおりましたので、そのように御了承いただきたいと思います。

○委員（澤野 伸君） 日曜日に鍵を開けて4階まで上げるというか、という格好になる。

〔「そうです」の声あり〕

分かりました。

あともう一点、すみません、主催が総務企画委員会なんですけれども、他の議員は、興味があって参加したいというようなほかの議員の参加というのはどういった扱いをいたしますか。

○委員長（松尾和樹君） 御意見ありがとうございます。その点につきましては、分け隔てなく可児市議会議員の皆様にも参加いただけるものであれば参加していただきたいという思いを持っております。

ほか、御意見はよろしいでしょうか。

○議会事務局長（鈴木賢司君） ごめんなさい、要らぬ心配かもしれんですけれども、これ参加予定者って、これ足していくとどうなんだろう、高校生とかが結構いる、50人ぐらいというふうになったときに、ちょっとこの災害図上訓練というのが、総合会館5階ぐらいでセッティングしないと。そこはもう使えないの。

〔「そこは使えない」の声あり〕

紙を広げて、恐らくやるんですよね。そうなっちゃうと、机のスペースとか考えると、庁舎内でやるようなところなんてないんじゃない。

〔「最大60名なのでいいかなと思ったんですが」の声あり〕

それはあれよね、学校形式でというふうな形にすると入れるけれども、図上訓練というと、テーブルをくっつけて何かやったりするんだよね。そうすると、スペース的にちょっと入るかどうか、ちょっと怪しいよね。福祉センターなら大丈夫だと思うんですけどね。埋まっている。

〔発言する者あり〕

ちょっとそこが心配やなあというところですね。

○委員長（松尾和樹君） それでは場所の部分ですね、ここについては事務局とも相談しながら適した場所で決定させていただきたいというふうに今考えていますので、よろしくお願

いたします。

そのほかの部分で御質問、御意見等はありませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは以上で、本日予定の案件は全て終了しました。そのほか全体で何かございましたらお願いしたいと思います。

発言はありませんでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、よろしいですかね、事務局のほうも。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにて総務企画委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前11時04分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年6月18日

可児市総務企画委員会委員長